

事項別措置概要一覧

1 市場化テスト(官民競争入札・民間競争入札制度)関係

ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
② 科学技術振興機構の実施する業務	文部科学省	<p>b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。</p> <p>したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。</p>			逐次実施	<p>○(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>また、審査にあたっては、投資効果を明確に判断する観点から、提案書において、定量的な目標も含めた達成目標であるミッションステートメント等の作成を求めており、審査時の活用は勿論のこと、事後評価の評価基準にも、ミッションステートメント等の達成状況を盛り込み、目標とする成果を明確にしつつ審査・評価を行っている。</p> <p>加えて、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p> <p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」では、評価対象プログラムが果たした役割や成果を明らかにするとともに、今後のプログラム設計や評価手法に関する改善事項を分析・提案するよう努めることとした。</p>
		<p>c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。</p> <p>併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p>			逐次実施	<p>○(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>当該選定基準においては、審査・評価者の基準として、博士の学位を有する教授・准教授であることや、研究実績が優れていること等を含めており、厳正な審査・評価に必要な審査・評価者を選定することとしている。</p> <p>また、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p> <p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」では、評価対象プログラムが果たした役割や成果を明らかにするとともに、今後のプログラム設計や評価手法に関する改善事項を分析・提案するよう努めることとした。</p> <p>併せて、優れた技術者の協力を得ながら、より質の高い審査・評価を確保する観点から、審査・評価を実施するに際し、審査・評価者やPO(プログラムオフィサー)以外の知見者から意見を聴く必要があると判断された場合には、メールレビュー(知見者に審査書類等を送付して意見を伺い、それを審査・評価者に提供すること)を積極的に実施することとしている。</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
		d 科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることを踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。			執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討	○(文部科学省) 科学技術振興調整費では、平成21年度より科学技術システム改革を先導するプログラムについて、新規に採択される課題及び既に採択され21年度以降も実施される課題について、これまでの委託費としての運用から補助金化による運用に改善することとした。補助金化により、 ・費用間流用の範囲が拡大(各項目の30%から直接経費の30%に拡大) ・軽微な事業内容の変更(取得資産の計画変更等)については届出の必要なし(補助金化適正化法の範囲内で)など、業務の効率化を図った。

4 I T 関係

ウ IT利活用の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
32 地上波放送における競争の促進	総務省	d 地上波デジタル放送の普及促進と電波の利用方式の設定・実施過程の透明化 既に政府内に設置されているコピーワンス制約の再検討の場において、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方に配慮しつつ、早急による緩和に向けた見直しを行う。その際、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討過程を公開しつつ、可能な限り明確を図っていく。		検討	措置	○(総務省) 情報通信審議会に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」を設置(平成18年9月28日)し、検討過程を公開しつつ、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、いわゆる「コピーワンス」について検討を行い、平成19年8月の情報通信審議会答申において見直しが提言された。その後、受信機メーカー等の協議により、「ダビング10」が平成20年7月4日から開始されたところ。

8 教育・研究関係
ア 教育主体等

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
⑥ 学校に関する「公設民営方式」の解禁	文部科学省	<p>a 以下の点に留意しながら、「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を導入する。</p> <p>① 公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用すること、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。</p> <p>② 「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。</p> <p>③ 「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営に当たり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。</p> <p>④ 「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大限重視する制度とすること。</p> <p>⑤ 「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分になされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。</p> <p>⑥ さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。</p> <p>【構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)】</p>		措置		<p>一 (文部科学省) 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)により、構造改革特区において、高等学校・幼稚園を対象として、地方公共団体と民間が協力して設置運営する公私協力学校法人制度を創設した(平成17年10月1日施行)。</p>
		<p>b 契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>				平成17年度以降引き続き検討

ウ 高等教育

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
⑪ 質の高い学生の確保のための仕組み作り	文部科学省	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舎への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。	逐次実施			○(文部科学省) ・ ①海外における日本留学説明会の開催など留学情報の適切な提供・相談体制の強化、②留学を円滑に実施するための国内外における日本留学試験の実施及び当該試験の成績優秀者に対する奨学金の優先予約、③国費外国人留学生に対する成績基準の明確化など選抜方法の見直し及び宿舎の優先確保等の取組を推進している。 ・ 国費外国人留学生制度については奨学金支給期間延長基準も明確化し、さらに、平成18年度から、国際的に魅力のある留学生受入プログラムに国費留学生を優先配置しており、平成19年度においても引き続き実施している。 ・ 平成19年度から、経済産業省と連携して、優秀な留学生の日本企業・日系企業への就職を支援する「アジア人財資金構想」を実施している。
		b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。	逐次実施			○(文部科学省) ・ 国費外国人留学生制度については、私費外国人留学生の中で特に優秀な者を国費外国人留学生として採用する国内採用制度も推進している。またこれまで、高等専門学校生、専修学校留学生として採用された者の奨学金支給期間は学部卒業まで、学部留学生として採用された者の奨学金支給期間は修士課程修了までであったが、平成19年度から、面接等厳格な審査を行い、特に優秀な留学生についてはそれぞれ引き続き上級課程まで奨学金支給期間の延長を認めることとした。 ・ 私費外国人留学生に対する学習奨励費については、平成17年度以降、成績評価を厳格化し奨学金支給を実施している。
⑬ 渡日前入学許可の推進	文部科学省 外務省	渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験については、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。	逐次実施			○(文部科学省、外務省) 渡日前入学許可実施校数は、平成16年度は56校、平成17年度は70校、平成18年度は72校であり、平成19年度は76校に拡大している。平成20年度は76校を維持している。 また、日本留学試験の実施国・都市数については、平成16年度は11カ国・14都市、平成17年度は12カ国・15都市であったが、平成18年度に13カ国・16都市に拡大し、平成19年度に至っている。
⑭ 親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実	外務省	留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。	逐次実施			○(外務省) 帰国留学生会の組織化・活動支援に引き続き積極的に取り組んでいる。平成20年8月現在、帰国留学生会(JICA研修生の同窓会組織を含む)は、世界100か国以上に約300組織設立されている。また、平成18年秋より、国費留学生から帰国後の連絡先を聴取し、在外公館に通報することにより、元日本留学生のネットワーク化の促進に役立っている。

エ 研究開発等

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
⑦ 科学技術振興機構の実施する業務 ＜市場ウ②の再掲＞	文部科学省	<p>b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。</p> <p>したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。</p>			逐次実施	<p>○(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>また、審査にあたっては、投資効果を明確に判断する観点から、提案書において、定量的な目標も含めた達成目標であるミッションステートメント等の作成を求めており、審査時の活用は勿論のこと、事後評価の評価基準にも、ミッションステートメント等の達成状況を盛り込み、目標とする成果を明確にしつつ審査・評価を行っている。</p> <p>加えて、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p> <p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」では、評価対象プログラムが果たした役割や成果を明らかにするとともに、今後のプログラム設計や評価手法に関する改善事項を分析・提案するよう努めることとした。</p>
		<p>c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。</p> <p>併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p>			逐次実施	<p>○(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>当該選定基準においては、審査・評価者の基準として、博士の学位を有する教授・准教授であることや、研究実績が優れていること等を含めており、厳正な審査・評価に必要な審査・評価者を選定することとしている。</p> <p>また、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p> <p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」では、評価対象プログラムが果たした役割や成果を明らかにするとともに、今後のプログラム設計や評価手法に関する改善事項を分析・提案するよう努めることとした。</p> <p>併せて、優れた技術者の協力を得ながら、より質の高い審査・評価を確保する観点から、審査・評価を実施するに際し、審査・評価者やPO(プログラムオフィサー)以外の知見者から意見を聴く必要があると判断された場合には、メールレビュー(知見者に審査書類等を送付して意見を伺い、それを審査・評価者に提供すること)を積極的に実施することとしている。</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
⑩ 統計業務の民間開放推進	総務省 及び関係府省	a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。	逐次実施			○(総務省) 国直轄調査である科学技術研究調査については、平成20～22年調査について、平成19年調査の実施状況を踏まえ、引き続き公共サービス改革法による民間競争入札を実施したところ。 地方公共団体を通じて実施している調査については、「公共サービス改革基本方針」等に基づき、順次、政省令改正等の環境整備を措置するなど、地方公共団体における民間開放を推進。 (文部科学省) 従前より可能なものから民間委託を適宜推進しているところ。 (経済産業省) 「経済産業省企業活動基本調査」については平成20年度調査より公共サービスの改革に関する法律(平成18年6月25日法律第51号)に基づき民間事業者の活用を実施したが、平成21年度調査からは同法に基づき、複数年度契約による民間事業者の活用を実施予定。
		b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進する。	逐次実施			○(総務省) 総務省所管の承認統計について、引き続き民間事業者への委託を推進。 (文部科学省) 従前より可能なものから民間委託を適宜推進しているところ。 (経済産業省) 既に経済産業省所管の多くの承認統計では包括的に民間事業者の活用を実施。 (防衛省) 駐留軍関係離職者帰すう状況調査については、民間を含む外部委託を検討した結果、一時、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に委託したが、契約制度の見直しにより一時的に本省で実施。近年、調査対象者が減少傾向にあり、アウトソーシングした場合、却って非効率になることが予想されるため、当面本省において実施することとしたが、米軍再編による駐留軍等労働者の雇用への影響を勘案し、外部委託について引き続き検討。

10 福祉・保育等関係

イ 保育

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期		
			16年度	17年度	18年度
② 認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入	厚生労働省	<p>ア 保育所利用者の利便性を向上させるとともに、認可保育所が市町村から割当を受けるのではなく、利用者へ選択されるべく自らサービスの向上に努めるインセンティブが働くようにする。但し、利用者が保育を希望する認可保育所に直接申込み、当該保育所が審査・決定を行う直接契約方式を導入することについては、低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討する。</p> <p>イ 利用者の負担を公平化するため、公的補助を現行の機関補助方式から就学前の児童を育てる全ての家庭への直接補助方式に転換することが考えられる。これによって、「認可」「認可外」といった保育所の区分、「公立」、「社会福祉法人」、「株式会社」といった経営主体の差に関係なく多様な事業者の参入が促進されるとともに、対等な競争を通じて保育サービスの質の向上が期待される。他方で、保育の利用者が増えることから、必要な財源が確保されなければ、保育の質が低下しかねないという懸念がある。このため、そもそも福祉としての保育の性格を変えることにより、財源の在り方を見直す必要があることから、子育てを家族の責任にのみ委ねるのではなく、高齢者介護のように、広く社会全体で支援する仕組みとするような、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする「育児保険(仮称)」を創設することについて検討する。</p>	②～⑤については、総合施設の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討	○ (厚生労働省) 保育所の契約方式の在り方については、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において取りまとめた「第1次報告」では、市町村に保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務を法制度上課す枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結ぶ方式が提案されたところであり、今後具体的な在り方を検討することとしている。 保育に係る費用の給付方式については、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会で取りまとめられた「第1次報告」において、市町村が保育の費用の支払い義務を負うこととされており、今後具体的な在り方を検討することとしている。	
③ 認可保育所の保育料の設定方式の適正化	厚生労働省	<p>現在、認可保育所を利用する場合に利用者が負担する保育料の仕組みを、低所得者層等を除き、原則としてサービス内容に見合った対価を支払う負担方式とするとともに、いわゆる「上乗せ・横出し」サービスについても、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式として保育料の設定方式の適正化を図るべきである。この点については、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設において、低所得者層等に配慮した上で、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式を導入することを検討していることから、こうした利用料設定の実施状況等を踏まえ、それが適切に実施されるならば、保育所にも導入することを検討する。</p>		○ (厚生労働省) 保育料の費用設定については、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において取りまとめた「第1次報告」では、利用者の負担する保育料も含め、保育の価格は公定価格とするとした上で、所得に対する十分な配慮を基本に、今後具体的なあり方を検討することとしている。	
④ 要保育認定制度の導入	厚生労働省	<p>直接補助方式の導入に際しては、就学前児童を育てる全ての家庭を公的補助の対象とし、児童の年齢や両親の就業状況等を勘案した各家庭の保育ニーズに基づき、保育が必要な程度、すなわち「要保育度」を決定し、個々の「要保育度」ごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービス利用量の上限を設定することを検討する。</p> <p>また、この第一歩として、市町村の条例等により定められている保育所入所選考基準を公開し、当該基準に基づく自己の情報を申込者に開示するなど、各自治体における「保育に欠ける子」の認定プロセスの透明化を促す。</p>		○ (厚生労働省) 保育所の入所基準等に係る見直しについては、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において取りまとめた「第1次報告」では、保護者の就労を理由とする必要性の判断について、短時間就労者も含め、その就労の量等に応じた必要量を判断する仕組みが提案されたところであり、今後具体的な在り方を検討することとしている。 また、同報告では、市町村が保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施し、その旨の認定証明書を交付するとともに、認定者の登録管理、待機児童に係る情報開示を行う仕組みを検討することとしている。	

11 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			16年度	17年度		18年度
① 求職者からの手数料規制の緩和等	厚生労働省	求職者のニーズに応えるとともに、ILO181号条約及び職業安定法にいう「求職者の利益」を実現するためにも、有料職業紹介事業者が求職者から手数料を徴収できる範囲について、平成16年3月1日からの新制度の施行状況等を踏まえ、更なる拡大に関し、検討を行う。		検討		○(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、関係者からのヒアリングや実態調査を行うなど平成15年改正のフォローアップを行ってきたところであり、平成19年12月25日に取りまとめられた当該部会の中間報告においては、職業紹介制度については、当該改正をもって一定の制度の改善が図られたことから、当面、その施行状況を見守ることが適切であるとの意見で一致した。

ウ 新しい労働者像に応じた規制改革

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			16年度	17年度		18年度
⑥ 社会保険制度改革等	厚生労働省	a 就労形態の多様化に対応し、年金・医療保険においても、パートタイム労働者について適用基準に該当する労働者への適用の徹底を図るとともに、適用範囲の拡大について検討する。		検討		○(厚生労働省) 社会保険の加入の適正化については、適正な届出の励行を指導するため、平成20年度においても、短時間労働者等を多く使用する事業所等を重点的な調査対象とすることにより適用の徹底を図っている。 また、パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされている。
		c 退職金について、長期勤続者を過度に優遇する現行制度の見直しを図る。		検討		○(厚生労働省) 中小企業退職金共済制度について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、平成20年9月から ① 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえた、退職金支給要件の検討 ② 退職金カーブの在り方も含め退職金額に係る利回りの見直しの検討 等を行っているところである。

カ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			16年度	17年度		18年度
③ 産業別最低賃金制度の見直し	厚生労働省	地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとして、その廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成16年9月以降検討が行われているところであるが、こうした考え方にも留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進める。		検討		○(厚生労働省) 産業別最低賃金のあり方を見直す等を内容とした「最低賃金法の一部を改正する法律(平成19年法律129号)」が、平成19年12月5日に公布され、20年7月1日から施行されている。

14 エネルギー関係

イ 電気事業

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
① 自由化範囲の拡大	経済産業省	a 小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(50kW以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成15年法律第92号)】 【平成15年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第154号)】 【平成16年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第117号)】	一部措置済	一部措置済		○(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(平成19年4月～)において、小売自由化範囲の拡大の是非について審議を行った。 審議の結果、既自由化範囲での需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていないこと、及び、自由化範囲の拡大は家庭部門の需要家にメリットをもたらさない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれが強いことから、現時点において自由化範囲の拡大を行うことは適切ではないと評価され、既自由化範囲における今次の競争環境整備の結果を踏まえ、平成20年3月から5年を目途に小売自由化範囲の拡大の是非について改めて検討することとなった。
⑭ 原子力発電に関する情報公開、提供の一層の推進	経済産業省	国及び事業者は、安全基準の常時の見直しとその遵守に向けた厳格な監視と自己管理を徹底して行うとともに、その状況を立地住民を始め広く国民に周知させるとともに、万一の事故の場合などには、原因と影響度などについて、早期に説明責任を果たす。また、原子力発電にかかわるコストを、建設にかかわる部分、維持・運営にかかわる部分、核燃料サイクルにかかわる部分に分別して、バックエンドの経済的措置の検討の中で、国民に説明する。今後の原子力発電の政策は、このように国民との対話を通じて可能となることを銘記する。 【原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年法律第48号)】	逐次実施			○(経済産業省) 「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」のワーキンググループ報告書において、大規模な地震発生時の原子力発電所等に関する情報連絡・提供体制についての考え方が示されたことを受け、また、情報提供に対する地元住民の関心の高さに鑑み、迅速かつ的確に直接情報提供するため、平成20年7月に、大規模地震発生時等に原子力施設の運転状況などの情報を携帯電話・ホームページにて提供する「モバイル保安院」の運用を開始した。
⑯ 発電用水力設備における安全管理審査の見直し	経済産業省	発電用水力設備の設置・変更工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程中に行われている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化することについて、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえた安全確保に関する検討を行い、その結論に基づき措置する。		検討・結論	措置	－(経済産業省) 発電用水力設備の工事の工程中に行われる安全管理審査は、事業者の工事段階における体制について国が審査・評定し、電気工作物の工事に係る安全性を担保するものであるが、平成18年に電力会社のデータ改ざん事案を受け発電設備の総点検を実施した際に、工事計画無届の水力発電所について技術基準の不適合等の事案があったことから、検討の結果、このような状況下で工事の工程中の安全管理審査を廃止することは保安確保の観点から適切でないと判断した。
⑳ 5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止	経済産業省	取替えに際して工事計画の届出が必要なガスタービンの出力を見直すことについて、保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目途に必要な措置を行う。			措置	－(経済産業省) 検討の結果、当該設備は高温・高圧の燃焼ガスを取り扱うものであり、工事計画の届出が必要な出力1万kW以上のガスタービンについては出力が大きいため、事故・災害等が発生した際に及ぼす影響が大きいと考えられ、安全上、取替えに際して工事計画の届出を不要とすることは困難であるとの結論を得た。なお、既に平成12年の電気事業法改正により、工事計画については大幅な規制緩和がなされている。

ウ ガス事業

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
① ガスの小売自由化範囲の拡大	経済産業省	b 需要家のニーズにおいて、「電気」と「ガス」といったエネルギー間の区分がなくなりつつある状況や、二酸化炭素の排出抑制や燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保に資すること等から燃料電池の導入を促進すべきである点等を踏まえれば、需要家のガス供給者に関する選択肢を確保するという観点からは重要である。こうした点を踏まえ、ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。	速やかに評価開始	評価		○ (経済産業省) これまでの自由化範囲の拡大による効果を検証するため、自由化部門の現状等について調査を実施した結果について総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議され、平成18年5月に10万㎡以上の需要家までの自由化範囲拡大等についてとりまとめたところ。また、平成19年3月には、制度運用検討WGにおいて、今後のガス事業制度改革における検討課題の洗い出しを行ったところ。この検討課題を踏まえて、今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、平成20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において、引き続き小売自由化範囲の拡大の是非について検討することとした。
		d 加えて、平成16年4月の自由化範囲の拡大・新たな制度の導入を受け、新規参入の状況、事業者間の競争状況、託送供給制度の利用状況、行為規制の遵守状況、新規導管の敷設状況等制度改革の実効性について評価・検証を行い、その結果を公表するとともに、需要家への供給安定性や競争環境の整備と両立し得る安全性の確保の在り方等についても検討を行う。		平成18年度を 目途に結論		○ (経済産業省) 平成18年5月の都市熱エネルギー部会報告において整理された「自由化範囲拡大にあたっての市場整備(又は需要家保安)に関する課題への対応」についてフォローアップ調査を実施し、平成19年4月に公表。また、託送供給業務に係る行為規則(情報の目的外利用の禁止、差別的取り扱いの禁止)の施行状況について、平成17年に実施した調査のフォローアップ調査を実施し、平成19年6月に公表。
		f 10万㎡未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等についてもその課題を明らかにする。また、平成19年度の10万㎡以上までの自由化範囲拡大を受けて、速やかにその実施状況の評価を開始する。		平成18年度を 目途に課題整理 (平成19年度 評価開始)		○ (経済産業省) 10万㎡以上の需要家までの自由化範囲拡大のための実施方法についての考え方を平成18年5月22日にとりまとめ、平成19年3月には制度運用改革WGにおいて課題を整理し、平成19年11月より需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始し、平成20年6月に同部会において評価・検証結果をとりまとめたところ。この評価・検証結果を踏まえ、同部会に設置した制度改革検討小委員会において、引き続き小売自由化範囲の拡大の是非について検討することとした。

17 環境関係
イ 地球温暖化

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容			
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期
			16年度 17年度 18年度
① 温室効果ガスの発生削減	環境省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 財務省 関係府省	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>d 地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)では、経済的手法については、「効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。」とされていたが、同大綱等を発展的に引き継いだ京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)においては、「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用の際には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p> <p>二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。</p> <p>環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされた。</p>	<p>16年度 17年度 18年度</p> <p>逐次実施</p>
			<p>〇(環境省)</p> <p>京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)において、「地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされた。</p> <p>「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)において、税制の抜本改革の検討の際には、「環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める。」とされた。</p> <p>平成21年度税制改正において、環境税の創設等の地球温暖化対策のための税制のグリーン化を要望した。</p> <p>持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)においては、「税制抜本改革の基本的方向性」の項目の中で、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。」とされた。</p> <p>また、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号) 附則第104条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。」とされた。</p> <p>さらに、国内排出量取引制度については、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)において「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始することとし、地球温暖化対策推進本部決定(平成20年10月21日)を経て、同日から参加者の募集を開始し、523社の参加申請を受け付けた(平成21年3月19日現在)。ここでの経験を踏まえながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにし、日本の特色を活かせる制度設計を行い、国際的なルールづくりの場でもリーダーシップを発揮していく。</p> <p>低炭素社会を構築するための重要な手段の一つであるカーボン・オフセット(※)の取組については、信頼性を確保し、もってその取組を普及・促進するため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を始めとして、排出量の算定方法等の各種ガイドライン及び第三者機関による認証基準を策定した。</p> <p>また、平成20年11月には、国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット(J-VET)制度」を創設した。本制度の対象として、木質バイオマスを活用した排出削減プロジェクトや森林管理による森林吸収量を増大させるプロジェクトを位置づけた。</p>

20 資格制度

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			16年度	17年度	18年度	
⑩ 商業・法人登記の行政書士への開放	法務省	利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。			検討	○(法務省) 商業・法人登記業務の実態や国民のニーズの把握については、登記申請人等を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析した上で、平成19年3月に公表したところである。